平成２６年（フ）第４４８号
大阪府貝塚市橋本106番地４―６棟406号
債務者　神田　美和
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４６６号
大阪府和泉市のぞみ野１丁目16番１号
債務者　水間　葉子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
兵庫県養父市八鹿町八木2878番地、前住所兵庫県養父市八鹿町八木2852番地
債務者　田中　　稔
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第１６０７号
札幌市東区本町１条２丁目５番25―607号
債務者　牧野恵美子（旧姓竹内・目野）
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６７０号
札幌市北区北34条西５丁目２番３―403号
債務者　吉田　陽子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６８９号
札幌市西区宮の沢３条５丁目２番１―706号
債務者　阿部　晴夫
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７２０号
札幌市白石区北郷２条２丁目２番17―202号
債務者　佐藤　良信
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７２６号
札幌市東区北30条東10丁目５番14号　アンビション札幌東202号
債務者　永山　悦子（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７４０号
札幌市北区北30条西３丁目２番１号　コーポＭＫ85―401号
債務者　野田　亜矢（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８１１号
札幌市豊平区月寒東１条１丁目７番14―207号
債務者　小熊　慎也
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６４号
福島県会津若松市栄町７番11号　アイビープレイス302、前住所福島県会津若松市一箕町大字亀賀字藤原310番地の１　武藤アパート６号
債務者　長山　典子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第１７２号
群馬県高崎市中居町１丁目26番地１　ヴィラ芙蓉Ｂ201号
債務者　加藤八重子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１９４号
群馬県高崎市東貝沢町３丁目20番地27　高橋住宅３号
債務者　長尾　久美
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２７０号
相模原市南区南台４丁目14番５号　南海ビルＢ棟102号
債務者　野崎　富雄
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２７１号
相模原市中央区すすきの町19番１―506号
債務者　戸貝　　茂
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２７２号
相模原市中央区すすきの町19番１―506号
債務者　戸貝　笑子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２７５号
相模原市南区旭町18番５号　サンコーポ101
債務者　佐々木　勲
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部